

# 扶助料（普通扶助料・公務扶助料・増加非公死扶助料・特例扶助料）

## 1 概説

扶助料は、旧軍人軍属が死亡した場合において、一定の条件を備えているときに、その遺族に支給される恩給法上の年金で、死亡原因等により4つに分かれています。

## 2 支給事由

### (1) 普通扶助料（恩給法第73条第1項、恩給法第75条第1項1号）

普通恩給受給者（資格者含む）が公務傷病によらないで死亡（平病死）した場合年額は、原則として普通恩給年額の1/2相当額又は最低保障額で、さらに受給者が妻で、一定の条件を満たしている場合には寡婦加算額が加えられます。

### (2) 公務扶助料（恩給法第75条第1項2号）

旧軍人軍属が、公務（みなし公務含む）傷病又は戦傷病者とその傷病により死亡した場合。この場合、在職年の長短は関係ありません。

年額は、普通扶助料年額に階級により定められた倍率を乗じて得た額又は最低保障額で、さらに遺族加算額と扶養遺族加給額が加えられます。

### (3) 増加非公死扶助料「3号扶助料」（恩給法第75条第1項3号）

増加恩給受給者（資格者含む）が、平病死した場合

年額は、普通扶助料年額に階級により定められた倍率を乗じて得た額又は最低保障額で、さらに公務扶助料と同額の遺族加算額と扶養遺族加給額が加えられます。

### (4) 特例扶助料（昭和31年法律第177号）

特例傷病恩給と同系列のもので、旧軍人や旧準軍人が昭和16年12月8日以後、内地等で職務に関連した傷病にかかり、そのために死亡した場合

年額は、普通扶助料年額に階級により定められた倍率を乗じて得た額又は最低保障額で、さらに公務扶助料と同額の遺族加算額と扶養遺族加給額が加えられます。

事前に援護法の「弔慰金」の認定を受ける必要があります。

## 3 受給遺族

旧軍人軍属死亡当時、旧軍人軍属と生計維持、又は生計を同一（死亡が昭和22年5月3日の日本国憲法施行の日より前であるときは、同一戸籍内にあった）の関係にあった者

①配偶者（事実婚除く）

②未成年の子

③父母

④成年の子（重度障害で生活資料を得る途のない者）

⑤祖父母

概ね、左記の順序で先順位者一人が受給者となります。

## 4 恩給の裁定と支給

総務省人事・恩給局（裁定庁）では、受給権があると認められる場合は給与裁定を行い、請求者に恩給証書を交付します。支払通知書は、振替預入（通帳振込）の受給者には年1回、現金での受給者には年4回送付されます。

年金は、毎年、4月・7月・10月・1月（特例措置で12月）の4期に分けて、その月の前月までの分を受給者が指定した金融機関で支払われます。

なお、各支給月における実際の払渡開始日は6日です。